

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成30年3月29日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第4号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員
会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、4の項第19号中「図書館」を「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」
に改め、同項に次の4号を加える。

- (22) 大和市立渋谷図書館の管理運営に関すること。
- (23) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。
- (24) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。
- (25) 大和市立渋谷図書館における読書会その他各種行事の開催に関すること。

別表第3図書・学び交流課の項中

① 図書館の運営及 び維持管理	図書館にかかる事業 計画の策定及び改定 に関するもので軽易 なもの
② 図書館に関する 調査及び研究	
③ 読書活動の推進	

① 大和市立渋谷図 書館の運営及び維 持管理	① 図書館にかかる 事業計画の策定及 び改定に関するも ので軽易なもの
② 図書館に関する 調査及び研究	② 大和市立渋谷図 書館における図書 及び読書に関する
③ 読書活動の推進	各種行事の開催及
④ 大和市立渋谷図 書館における図書	

に改め、同項教育長の欄中「図書館

及び読書に関する 各種行事等の開催 及び実施で軽易な もの	及び実施で重要なもの
--	------------

の」を「図書館にかかる」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。